

寒川町自治基本条例新旧対照表

現行	改正案
<p>○寒川町自治基本条例</p> <p>平成18年12月15日 条例第32号</p> <p>(町の責務)</p> <p>第6条 町は、まちづくりの指針(前条で定める指針をいいます。以下同じとします。)を実現するため、必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>○寒川町自治基本条例</p> <p>平成18年12月15日 条例第32号</p> <p>(町の責務)</p> <p>第6条 町は、まちづくりの指針(前条で定める指針をいいます。以下同じとします。)を実現するため、<u>総合計画(町の目指す将来像を明らかにするための基本構想及びこれを計画的に実現するための町の総合的な方向性を示した計画)</u>に基づいて必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>